

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 7月23日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	非常用ガス処理系(A)運転時において、フィルタレイン扉のパッキン劣化によるトレイン内への空気流入(少量)が認められたため、当該パッキンを交換。なお、非常用ガス処理系(A)の機能に問題なし。	G III	
2	3号機	原子炉建屋6階(C区域)原子炉圧力容器スタッドテンショナーの点検作業後において、現場より退出する際に身体汚染(顔面・左手)が認められたため、原因調査・対策検討。なお、ホールボディカウンター測定(翌日)の結果、身体内部への放射性物質の取り込みはないと判断。	G II	H26.7.30再審議にてグレード変更 G III→G II
3	3・4号廃棄物処理設備	固化系窒素製造装置吸着塔(A)排気弁において、当該弁開閉表示部よりリングの劣化による空気漏えいが認められたため、当該リングを交換。なお、当該弁の動作に異常なし。	G III	